（療養の給付等）

第九十九条　法第五十五条第一項に規定する財務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出する方法とする。ただし、法第五十五条第一項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

２　法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

３　前二項の規定は、保険医療機関等から入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受ける場合について準用する。

（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二　［略］

２　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

３　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

（療養の給付等）

第九十九条　法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、組合員証を（その者が法第五十五条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）当該医療機関に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、その事情がなくなつた後遅滞なく組合員証又は高齢受給者証を当該医療機関に提出しなければならない。

［項を加える。］

（一部負担金の割合が百分の二十となる財務省令で定めるところにより算定した収入の額等）

第九十九条の二　［同上］

２　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

３　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二・三　同上］

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の三　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証（同条第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額の減額があつたときは、その食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

２　［略］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～五　略］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の四　組合は、組合員が第百五条の九第五項の規定により限度額適用証を医療機関に提出しなければならない場合において、提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同

（食事療養標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の三　組合は、組合員が限度額適用証（第百五条の九第二項に規定する限度額適用証をいう。次項第三号並びに次条第一項及び第二項第三号において同じ。）を医療機関に提出しないことにより減額がされない食事療養標準負担額（法第五十五条の三第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養（法第五十四条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであつた食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として組合員に支給することができる。

２　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日及び住所並びに組合員証の記号及び番号又は個人番号

［二～五　同上］

（生活療養標準負担額減額に関する特例）

第九十九条の四　組合は、組合員が限度額適用証を医療機関に提出しないことにより減額がされない生活療養標準負担額（法第五十五条の四第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下この条並びに第百五条の七第二項及び第三項において同じ。）を支払つた場合で、組合がその提出しないことがやむを得ないものと認めたときは、その生活療養（法第五十四条第二項第二号に規定する生活療養をいう。第百五条の五の二第七項並びに第百五条の六第三号及び第五号において同じ。）について支払つた生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減